

西気明日のいしずえ会規約

(名称及び組織)

第1条 この会は、西気明日のいしずえ会と称し、西気地区に居住する者及び目的に賛同する個人または団体で構成する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を西気地区コミュニティセンター内(豊岡市日高町東河内608番地の2)に置く。

(目的)

第3条 この会は、西気地区の情報の発信と共有化を図り、西気地区の課題を発掘し、その解決を図り、未来へつなげる故郷づくりを実現することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地区づくりに関する調査、研究及び広報に関すること。
- (2) 地区づくりのための事業等の企画及び実施に関すること。
- (3) 各区、その他各種団体等の地区づくり活動との連絡調整に関すること。
- (4) 青少年健全育成を推進する事業。
- (5) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(会費)

第5条 この会は、必要に応じて総会で議決し、会費を徴収することができる。

(運営)

第6条 この会の運営は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 役員 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長、副会長は西気明日のいしずえ会役員と区長会が選考委員となって選考し、総会で承認するものとする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 役員は、役員会の議決に基づき、業務を執行する。
- (4) 監事は、会計事務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は原則2年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 この会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が任命し、総会において承認するものとする。
- 3 顧問は、会長が必要とするとき、会議に参加する。

(会議)

第11条 この会の会議は、総会及び役員会並びに委員会、部会とする。

(総会)

第12条 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は役員会が必要と認めるとき開催する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、役員、部員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 4 総会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 6 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改廃に関する事
 - (2) 事業計画及び収支予算に関する事
 - (3) 事業報告及び収支決算に関する事
 - (4) 役員選任に関する事
 - (5) その他、会の運営に関する事

(役員会)

第13条 この会に、役員会を置く。

- 2 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 事業の執行に関する事項
 - (3) その他、会の運営に関し会長が必要と認める事項

(委員会)

第14条 この会に、委員会を置くことができる。

- 2 委員は、役員会に諮り会長が指名する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員会は、会長が必要と認める事項について協議し、役員会に報告する。

(部)

第 15 条 この会に、部を置くことができる。

- 2 部員は、各区から選任された者及び会長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 部に部長及び副部長を置き、部員の互選により選任する。
- 4 部は、部長が招集する。
- 5 部は、部に属する地区課題について調査・審議し各種の事業を実施する。

(西気地区青少年育成町民会議)

第 16 条 この会に、西気地区青少年育成町民会議を置く。

(以下西気地区青少年育成町民会議の規約のとおり)

(協力員)

第 17 条 この会に、協力員を置くことができる。

- 2 協力員は、この会において応募を行った者で構成する。
- 3 協力員は、この会の行う事業遂行に協力する。

(事業年度)

第 18 条 この会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第 19 条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、地域マネージャー及び支援員があたる。

(補則)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、運営について必要事項は役員会で協議し、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 26 年 7 月 18 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 28 年 4 月 24 日から施行する。
- 3 この規約は、平成 29 年 5 月 14 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この規約は、平成 30 年 4 月 22 日から施行する。
- 5 この規約は、令和 4 年 4 月 25 日から施行する。
- 6 この規約は、令和 5 年 5 月 14 日から施行する。